

中心地域整備に関する調査特別委員会（第15回）

日 時 平成29年2月27日（月）

9：30～11：50

場 所 議会棟 第2会議室

出席者 委員長、副委員長、委員9名（欠席：なし）（傍聴者：なし）  
説明員 中村副町長、青葉農林課長、木下企画課長、浅田専門監、坂本室長、  
実延参事  
書 記 佐伯主事、岩崎事務局長

○山本委員長 おはようございます。ただいまより、中心地域整備に関する調査特別委員会を開会いたします。本日は生山地区分譲住宅事業について、また「道の駅にちなみ日野川の郷」の管理委託料についての協議を行います。会に先立ちまして、一言申し上げたいと思います。この度の道の駅日野川の郷の資料提供につきまして、委員長として一言申し上げたいと思います。委員会ごとに資料の金額が変わっておったり、前回の資料につきましては精査をされた資料だと私は思っておりましたが、今回提出をされた資料の中にも前回とはまた違った金額のものも訂正をされたところもあります。このような資料の変更につきましてはその正確性について疑問を感じますし、また不信感を抱いてもしまいます。今後このような事がないように注意をしていただきたいと思います。また、その経過につきましても、後程説明をしていただきたいと思いますので宜しく願いをいたします。座って失礼します。そうしますと最初に中村副町長。

○中村副町長 改めまして、おはようございます。本日は委員長のお話しにもありましたように、2月21日に行いました第14回の特別委員会の中で資料提供の中身も含めて、改めてご報告をさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いしたいと思います。なお、本日ですが生山地区分譲住宅の関係と道の駅の管理委託料という事の案件であります、併せて道の駅関連につきましては出荷者協議会というのがご承知の通りありますので、そういった若干の報告的なことの動きをさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いしたいと思います。

○山本委員長 そうしますと、生山地区分譲住宅事業につきまして、説明報告を求

めます。浅田専門監。

○浅田専門監 失礼します。そうしますとお手元の資料タブレットの2ページ目になるかと思えますけれども、要綱案というものを付けさせていただきました。これをご覧いただきながらご説明をさせていただきたいと思えます。この要綱につきましては生山定住促進団地建築補助金交付要綱というものを定めまして、これから定住される方それからそちらの方で新築された方に対しての助成、支援、応援というものをしていきたいと考えております。第1条から総則が始まりまして、第2条の補助金の目的を書いておりますが、内容的なところ掻い摘んで説明させていただきたいと思えますので、第3条のところ定義のところからご説明させていただきたいと思えます。まず定義の中でこの言葉の意義というところを書いておりますけれども、住宅につきましては、これは戸建ての住宅で独立した基礎を持つ建築物ということをはっきり申し上げておきまして、第3号の中からIターン者、それから第4号でUターン者、第5号で町内在住者というところを定義しております。第3号のIターン者につきましては、これまで本町に住所を有したことがなくて、この要綱の施行日今考えておるのは4月1日からですけれども、それ以降に転入した人という事を定義しております。それから第4号にUターン者と書いております。Uターン者につきましては、同じく町内に1年以上住所を有したことがないという事を書かせていただきました。と言いますのが、この補助金をもらうために町外に例えば住所を動かしたりというようなことがすぐあっても、補助金の対象にはなりませんよというところを1年というところで区切らせていただきまして、Uターン者という定義にさせていただきました。第5号につきましては町内在住者ですので、本町の住民基本台帳に住所を有している人で、3号4号に該当しない人という事で整理をさせていただきました。第4条には補助金の対象者と書いておりますが、そこには該当しないという人を1号から3号まであげております。失礼しました。1号には該当する人ですけれども、これIターンUターン者で、町内在住永住の意思がある人というところを定義させていただきました。第2号には、この町に滞納等がない方という事をはっきり書かせてもらいましたし、第3号には暴力団排除条例、本町にもありますがそのものに該当しない人という事を書いております。それから第5条、補助事業の対象事業ということで書いておりますが、第2項の所ちらにはこの補助事業に該当しない住宅というものをここに書いております。第1号には、別荘とかそれから転売も目的とした営利の住宅というような事を書かせてもらっ

ておりますし、第2号には例えば移転補償等を受けられて新築する住宅というものも非該当という事にさせていただいております。それから第3号につきましては、前回も持ち分等の議論もいただきましたけれども、その住宅に住まわれる方の持ち分の合算が2分の1になる人は、この度該当しないという事にさせていただこうと思っております。2分の1未満となる住宅については該当にしないという事にしております。それから、次第7条の方に補助金の申請がありまして、それから交付決定、それから第9条には補助金の請求という手続き的なことをここには書かせていただいております。第10条の方に補助金の返還というものも書かせていただいております。第1号には虚偽の申請であるとか、そういった方には当然ながら補助金の返還を請求させていただきますということ、それから第2号の方には正当な理由なく補助金の交付を受けた日から1年以内ですので、1年以内に転出等正当な理由がない転出等については、返還の請求をさせていただきますという事です。それから、後段の方には譲渡や交換、貸付、取り壊しといった事にも1年以内にそういった事の事案が発生したときには、返還を請求させていただきますというような事を書かせてもらっております。ここの返還等には色々たらかればを考えたらいろんなことが想定されます。例えば、離婚で子どもさんお子さんがよそにまた転出されたとかいうようなこととか、いろんなケースが想定されるものですから、ここではこういった書き方で整理させていただけたらと思っております。それから、12条以下に要綱の附則としまして別表を付けております。そこに補助金の額を表にきちんと書きまして分かりやすく整理させていただきました。前回から議論いただきました金額の面でございますが、Iターン者の町内施行によるものは基本額が200万円、単身者は50万円を減じた150万円というような事で、町外事業者によるものはその半額というようなことで書かせていただいております。Uターン者につきましては町内施工150万円、町外の施工でしたらその半額の80万円という事にさせていただいております。失礼しました。75万円ですべてさせていただいております。町内在住者につきましては100万円と、それから町外事業者でしたら50万円。それから加算額としまして子供加算ということで、50万円から30万円。これはまたその下に書いてある表の通りで0歳から8歳の方がこの方はこれから10年は住み続けられるということを想定しまして50万円、それから9歳から13歳までは40万円、14歳から16歳まででしたら30万円ということにしていますが、ここのちょっと誤りがありました。別表第2のところの年齢要件のところ、転入時年齢と書いてありますが、これは

申請時の年齢に改めさせていただこうと思います。申しわけございませんが、今の考えではこの補助金の申請をした時の年齢という事に整理させていただこうと思っています。と言いますのが、町内在住者にもやはりこの補助金等を適用したいという思いのところから、申請時の年齢という事にさせていただこうと思っています。それから同居の家族という事で20万円の加算を付けるという事でこの要綱を作成いたしましたので、またご審議ご意見等を頂戴したいと思います。

○山本委員長　　ただいま説明をしていただきました。これにつきまして質問ご意見ございますでしょうか。坪倉委員。

○坪倉委員　　定義のところでもUターン者はここにある条件の読み取りなんですけれども、日南町出身者が前提になると思うですけれども、その言葉はなくてもいいですか。

○山本委員長　　浅田専門監。

○浅田専門監　　ご意見の通りははっきり書くべきだと思います。これは第3条の第4号になりますけれども、直近転入日前に本町の住民基本台帳に1年以上住所を有していないというところをはっきり書いた方がいいと思いますので、そこは書かせていただこうと思います。

○山本委員長　　木下課長。

○木下企画課長　　失礼しました。4項の冒頭に日南町出身者でという表現を入れたいと思います。あくまでも出身者という事です。

○山本委員長　　冒頭に日南町出身者でという文言を入れるということですね。よろしいでしょうか。坪倉委員。

○坪倉委員　　補助金の額は良いと思うんですけど、例えば事業費とか補助率の上限とかというものは一般的に新築住宅なら大体問題ないと思うんですけども、その辺はないんですか。例えば340万、60万もらって700万の家でもいいという話なんですか。

○山本委員長　　浅田専門監。

○浅田専門監　　基本的に今のところ新築するという事で、例えば自分もその辺懸念をしまして、トレーラーハウスとか持って来たらどうしようかというところで、はっきり基礎付きの一戸建という事を書きまして、定義の中の第3条の第2号の方に基礎付きの一戸建を建てましたら、最低でも1,000万近いものはやはりかかるんだろうということを想定しまして、その辺のところまでは触れてはおりません。

○山本委員長　　よろしいですか。その他ございますか。久代副委員長。

○久代副委員長　　一番元になる交付申請書、様式第1号の7条関係ですよね。土地の賃貸借契約書の写し等の様式はどのようなふうに出ていますか。この間説明があって、例えば賃貸料の金額等も一応案として示されましたけれども、その様式の内紙も一緒に付けてもらわないと一番これが基本ですから。ちょっと資料として不足だなと感じますがどうでしょうか。

○山本委員長　　浅田専門監。

○浅田専門監　　後ほどこの補助金に関する申請書の方は作成しておりますので、それは提出させていただこうと思います。これに付ける先程言われました添付書類として、町とそれからこれから土地を借りられる方の契約書の写しという事で、それは補助金上付けていただくということで、役場の方と土地の賃貸借契約もこれから結んだ上での申請という事にさせていただきたいという事で、これは担当が総務課になるんですけども、賃貸借契約をこれから結ばれるその写しを付けてくださいとこの補助金に、というところを書かせていただいたという事です。

○久代副委員長　　ただその賃貸借契約の要綱ですよね。これがきっちり出来ていないとこれに進めないわけだから、一番元になる資料が賃貸はどのような内容の契約なのかと。申請するに当たって。詳しいそれもあると思うんだけど、元がないとこれに進めないという。この間議論があった地元業者という事はそれはそれとして、元の要綱をきっちり示されないに進めないじゃないかなと思いますけども。もう1点これ要綱でやられとるけども、この定住住宅の条例として提案される考えはないのかどうかという事も確認しておきたいと思います。

○山本委員長　　浅田専門監。

○浅田専門監　　今回の事業8戸の事業になりますけれども、これからきちんとそのように条例等で定めるという事になれば、やはり条例という事になれば個人の権利を規制したものであるとか、これは補助金交付規則に則った補助金を交付したいと思っておりますので、その規則の下にある要綱できちんと補助金は定めまして出すというのが一般的な行政上の手続きという事になるかと思いますので、このように要綱の方で定めたいと思っております。

○山本委員長　　久代副委員長。

○久代副委員長　　議会の方では先般臨時会でいきいき定住条例の条例改正をして、条例としてきっちり位置付けておるということで、この定住住宅についても町のこの

大きな政策定住のための政策ですので、きちっと条例としてこの町内外にアピールされた方がいいじゃないかなと私は感じますので検討してもらいたいと思いますけども。

○山本委員長 古都委員。

○古都委員 今土地の賃貸借契約書の話が出ておりますけど、前は借地権の契約書となっていましたけど、借地権設定契約書とこれとの差というのは変えられたのか2つやられるのか。そこについて伺いたします。それともう1点はいわゆる追加の方の別表2の子供加算の件ですけれども、0歳から8歳ということですが例えば来月ぐらいには予定日があるというような場合には対象にはならないのか、この2点について伺います。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 借地権については総務課の方で事務をしておるものですから、こちらの方ではっきりとしたことは答えられませんが、後段の方の子供加算の所の話でございますけれども、やはり申請時に実態として生まれた方がいらっしゃらないと、この補助金には対象にはしない考えでございます。ただ家が新築が出来るまである程度の時間もあるかと思います。その辺は生まれてからの申請というようなことも可能かと思っておりますけれども、そういったような説明と言いますか、指導までは出来ませんが、やはり生まれた実態がないとやはり補助金としては出すべきではないと町の方としては考えております。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 前段の件ですが、総務課との契約の内容でありますので、そちらの方の再確認をしながら、もし訂正の必要があるならそのように訂正したいと思います。失礼しました。

○山本委員長 近藤委員。

○近藤委員 基本的で失礼ですけど、第5条の1項に販売等営利を目的とする住宅というのが謳ってありますけども、どういう形で入られた方が利用されるか分かりませんが、店舗を兼ね備えたりまた若い女性の方がいろんなものを加工したりしながら販売したりされとる姿を見ますけど、そういった加工場を踏まえた住宅はこれに該当するわけですか。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監　この営利というのは当然ながら例えば住宅メーカーさんとかが建てることを規制したもので、この補助金の中では。先程委員さんの方で言われました、例えば家の中で店舗を構えて小さな雑貨屋さんを営まれるとか、そういったようなケースだと思われるんですけども、そういったものについてはまた総務課の方の使用貸借の方でまたきちんと契約書に謳われると思いますけれども、今のところはそういう小さなお店、団地ぐらいで出来るような店舗だったら認めてもいいんじゃないかというような議論はしておるのは聞いております。

○山本委員長　よろしいですか。

○村上委員　さっきの関連になるけれども、だったら住宅販売等営利を目的とする住宅というような書き方をした方がよくわかるんじゃないかなという思いと、それから例えば補助金をもらわねば何でもありなのか。5条の第2項は補助金の申請なので、例えば補助金はいらぬよと言われれば何でもありなんですか。補助金を一切申請せずに、例えば住宅メーカーさんが日南町の補助金はおりません。自分のところは全額自分のところでやりますので、その出来たものは自分のところが販売しますという形でも結構なわけですか。

○山本委員長　浅田専門監。

○浅田専門監　これは住宅の新築の補助金でありまして、そこの部分につきましてはまた賃貸借契約の方の中での話になろうかと思えます。そちらの方で整理はさせていただくという形になろうかと思えます。

○山本委員長　よろしいですか。荒木委員。

○荒木委員　今出てきました賃貸契約ですけども、まずこれを決めないと今の問題がどうか、第2項の問題にしても全然先に話が進まないという事になりますので、その契約書の内容とかそういう協議が出来ているんでしょうか。提出が出来るような書類があるとか。もしあれば先に協議しないと話が全然進みません。

○山本委員長　坪倉委員。

○坪倉委員　ここの2項の(1)あたりについて、住宅ということがきちんと書いてあるので、これはこれでいいと思うわけです。逆にさっき言われたような例えば店舗兼用住宅とかいうような実態をカットするかどうかということだろうと思うんですけども、霞の分譲地の時にも周辺に大きな賑わいというか、騒々しさというか余り影響のない範囲内で家庭内、住宅の中で一部をそういった活動をされるのはいいというこ

ともあったので、これはこれでいいと思います。表現としてはこれでいいと思いますし、その店舗兼用住宅の面積割合とか細則で決められるならそれはあるのかなと思いますけれども。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 基本的には8区画につきましては、住宅専用というのは基本になると思っています。併せてそういう店舗的など場合によってはあるのかもしれませんが、内容的には住宅エリアというスタンスの中でやっぱり業種については考えていけないといけないかもしれませんが、基本的にはいいのではないのかなと思うところであります。

○山本委員長 ただいまの荒木委員の意見としましては、前回いただきました生山定住促進団地借地権設定契約案というところが、そのままベースになって議論をしても良いかということだと思っております。これに基づいて進めていくということならそのままでもいいとは思いますが、先程言われました総務課との話というようなことがあるならば、決定されたものを出していただかないと話がまた元に返ってしまいますよということだと思っておりますので、このことについていかがでしょうか。坪倉委員。

○坪倉委員 土地の賃貸借にしても住宅のように供するという事なので、大きな問題にはならないと思います。逆に賃貸借契約とここに出ていますけれども、これが本当に定期借地権付きの賃貸借契約とかいうようにすれば、若い世代の人が金融機関からの融資を受ける際あたりにも有利になるわけですね。10年経ったら自分のものになりますよと。そういう担保を逆に明確にした方がIUターンの促進に繋がると思います。

○山本委員長 直接の担当課は総務課という事がございますので、ここでちょっと休憩をして上がっていただいて説明を受けたいと思いますので。10時10分まで休憩いたします。

(休憩 9:56～10:10)

○山本委員長 それでは資料の説明をお願いします。坂本室長。

○坂本室長 そうしますと、借地権の設定契約書。借地権契約書ではなくて、借地権の設定契約書ということで今案の方を考えております。この案としましては、他自治体の先行してやっておられる自治体のものを参考にさせていただきまして作成しております。最終的に金融機関の方と最終調整をしまして決定をしたいと思っております。



ますが、また最終協議をしていないというところが現状でございます。これから町内金融機関の方にご相談をかけて、最終的に詰めて参りたいと思っております。借地権の目的は補助金の方の要綱と同様で、居住用の建物を建てるということが条件ということになっております。生山というところの地名地番を書くようにしております。借地権の存続期間につきましては、以前説明したように10年間という契約期間と考えております。賃料につきましてはこちらの方も以前にお話したように3万円程度を年額でいただきたいと、月払いにするか3万円という額ですので一括なのか、前期後期で2期払いなのかという事を最終的に詰めたと思っております。めくっていただきまして契約の不更新ということで最終的には町としましてはこの土地につきまして、当初は賃貸でスタートしまして、最終的に個人の方の所有にしたいと思っておりますので、不更新というところも入れております。保証金につきましてはですけども10万円というものを先日報告させていただきましたけども、10万円の保証金はいただいた上で更に連帯保証人という方も付けていただきたいと考えております。第8条の借地権の譲渡ですけども、10年間で1年目契約して、1年間の内に工事着手契約をしていただきたいという条件と考えていますということだったんですけども、もし10年経たずに出られたりという場合には、基本的には現状復帰、建物を壊して出ていただくというのが条件。通常賃貸借使用貸借においてそれが条件だと思っておりますので。ですが現実的には家を建てられてそれをまた更地にされるということは難しいということがありますので、賃借権の譲渡ということでその賃借権と併せて譲渡が出来るという条項を設けております。同じく借地権の譲渡に続いて相続、転貸というものも一応町の方に申請があって、町の方が承諾すればよしというふうに考えております。契約の解除につきましては、本件土地のすみません、ここまだ直してなくて第12条の第5項、本件土地の引き渡しから3年以内と書いてありますけれども、1年の誤りです。申しわけありません。1年以内に建築工事を着手されない場合、契約をされない場合については解除と考えております。めくっていただきまして、土地の形状変更、増改築につきましても一応町の方に特に土地の形状変更という事になると書面の方に通知をしてもらいまして、こういうふうに土地を直しますとかいうことは言っていただきたいなと思っております。最終的に10年経って個人さんのものになるということになれば、それ以降は別にこういったものは必要ないかと思っておりますけれども、一応借りているという期間内では申請というか通知をしていただきたいと思っております。17条ですけども、土地の売

り渡しという事で、最終的に土地の方は何度も言いますけれど個人の方のものになるべきと町も考えておりますので、10年以降には引き渡しを考えております。後のところ飛びまして、登記のどこなんですけれども登記の方は借地権設定の登記をさせていただきます。借地権の登記につきましては、町の方で作業はさせていただきますけれども、費用の方は個人の方に負担をしていただきます。一応借りられる方最終的に所有される方ということが費用は負担されるべきと考えておりますので、登記の中には賃料とか期間等を明記した登記になるかと思えます。今案でまだ直しのところがありまして申しわけありませんけれども、一応契約書の案としてはこういった形で今金融機関の方と協議をしたいと思っております。

○山本委員長　　ただいま説明をしていただきました。これにつきまして質問ご意見ございますか。古都委員。

○古都委員　　先程質問いたしましたけれども、となればいわゆる第7条の1の表現を変えていただいた方がいいのではないかと。そうでないと2つあるような気がしますけれども、そこらへん整合性を取った方がいいと思えますけど。どうでしょうか。

○山本委員長　　浅田専門監。

○浅田専門監　　先程のご質問は、住宅の改修と言いますか、新築補助金の方の7条ですね。こちらの方としましては土地の賃貸契約書と謳っておりますが、その部分を借地権設定契約書の写しということに変更させていただこうと思えます。

○山本委員長　　その他ございますか。ただいま協議中という事でもありますので、久代副委員長。

○久代副委員長　　今金融機関とも協議中だということだけでも、最終的にこの㎡あたりの単価とか借地設定という先般説明があったけれども、それについても具体的にどの中で明示されますか。どの要綱の中で。借地料等については。

○山本委員長　　中村副町長。

○中村副町長　　今お配りしました契約書の中の第3条の賃料というところでありますので、賃料は1ヶ月数字は入れておりませんが〇〇円とし、としておりますので契約の中で具体的な数字をここに明示していきたいと思っております。ただ基本的には前回お示ししました2万9,800円から3万1,800円ということで、面積に応じた形での数字を具体的にに入れていきたいと思っております。

○久代副委員長　　それともう1点、10年の借地権設定ということだけど、仮にその

区画を買って借地権でなしに、ここのニュータウンがされたような形ですよね。買って家を建てたいということは、これは借地権設定ではありませんので要綱の中に入るのかどうなのか分かりませんが、そういう場合はなしだとあくまでも借地だと。今の想定されている金額が破格の値段ですので、それならいっそ自分が買って建てるわという方もあるかとは思いますが、どうでしょうか。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 そういうお方も居られるのかもしれませんが、基本的には今回定住促進という目的の中の定理に出来るだけして皆さん方が購入しやすい形というのを想定しておりますので、基本的にはこの契約書の中でお願いをしたいと思っておりますが、例えば将来的に区画が余るとかという想定が仮に数年後にそういう状況が続くという事であればそれなりの段階でまた再検討は必要かなと思っておりますが、現時点ではこの要綱で8区画を購入していただきたいと思っておりますので、基本的に建築物も当然ありますのでそんなに小さな数字の金額ではないと思っておりますので、出来るだけそこを有効な活用の視点で考えていただければということをお頭に置きたいと思っております。

○山本委員長 近藤委員。

○近藤委員 17条の土地の売り渡しという事で、「乙は、本件土地の引渡日以降、本件土地の所有権をその時点における更地実勢価格で売り渡すよう、甲に申し入れることが出来る。」とありますけど、これはどういうことを意味しとるわけですか。要するに引き渡し日というのは10年経過した日という事で、それを実勢価格で売り渡すという文言が入るとるけど、先程の説明で4条の契約不更新という分となんかマッチせんような気がしますけれど、どうでしょう。

○山本委員長 坂本室長。

○坂本室長 この賃貸者契約につきましては、10年以上の更新はしないということでおっしゃっております。10年経過した後にその時の実勢価格、本当は今町の方で考えているのは、10年間住んでいただいてその時点で無償というような格好で考えておりますけれども、書物として10年経過した日以降に売り渡しというかお譲りするということをおっしゃっております。ですので、この引き渡し日というのが契約日ではなくて、あくまで10年間は必ず借りていただきますと。久代委員言われたように低価格ですので、早期に自分のものに取得したいという事がありますけれども、今回の事業上必ず10年間は借りていただきますと。10年以降に個人さんのものにと考えております。

○山本委員長 近藤委員。

○近藤委員 それは自動的に言えばおかしいけど、更地実勢価格で売り渡すというのはどういう意味ですか。要するに10年間約年間3万円の借地料を払ったら、10年先この引き渡し日には実勢価格というのが発生しない状態になるわけでしょ。

○山本委員長 坂本室長。

○坂本室長 分かりづらくて申しわけないですけども、制度的には近藤委員さん言われた通りです。10年経った時に実勢価格は存在しなんじゃないかということでその通りですけども、決まり文句としてこのように書かせていただいております。

○山本委員長 近藤委員。

○近藤委員 契約不更新という事で10年以降経過したら契約をしないという事で、その時点で本人に渡りますという今説明があったし、そういう意味だと捉えておりますし、17条では実勢価格で売り渡すということでなんか矛盾しとるような気がするけど。

○山本委員長 坂本室長。

○坂本室長 10年経った後に、それまではあくまで土地の所有者というのは日南町になりますので、それが10年経過した時点で借主さんの方から申し入れをしていただくことによってうちの方は実勢0円なのかもしれませんけども、それで登記の方をさせていただいて、そのまた登記費用については個人さんの負担をしていただきたいと考えております。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 よくわかるんですけども、第1条で所有を目的とする貸借契約だということは明確してあるのでそれは当然分りますが、ただ心配するのは金融機関からの住宅ローン設定の時に、これが将来負担として債務者の支払い能力の判断に影響することがありはしないかと若干懸念するんですけども。ですので、例えば明確に無償で譲り渡すとかいうような書き方で、第3項には借地料のことも考慮してと書いてはあるんですけども、その辺もう少し明確に本当にUIターンを促進することを目的とするわけですから明確にされた方がより分かりやすいのかなと。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 ご指摘の内容につきましては、いずれにしても冒頭申し上げましたように金融機関との未調整の部分がありますので、その辺で表現の仕方の再確認をし

ながらと思っておりますので、出来るだけ借りやすい形ということをお話ししていきたいと思っております。

○山本委員長 近藤委員。

○近藤委員 これは参考として、よその町の方の資料を参考にさせて頂いたということでそれがそのまま載っておると思っておりますけど、そのへん日南町は日南町独自の制度としてこういう促進団地を作られるわけで。その制度にマッチしたやはり契約書を作るようにもう一度検討してもらおう事を要望しておきます。

○山本委員長 その他ございますか。ないようでしたら生山地区分譲住宅事業についての調査は以上で終了いたします。引き続きまして、道の駅にちなみ日野川の郷の管理委託料について調査をいたします。説明をお願いいたします。木下課長。

○木下企画課長 失礼いたします。そうしますと続きまして、道の駅の運営委託料の件につきましてご説明をさせていただきます。冒頭委員長の方からもご指摘いただきました。提出の資料につきまして今回も含めて訂正があったり、ご指摘いただいた部分での説明が十分出来ていなかったりしまして、大変申しわけなく思っておりますけれども、今回その点を整理させていただいてご説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。タブレットの方6ページになります。運営経費の内訳ということでカッコ書きで提出資料の比較ということにしておりますが、こちらにつきましては前回もご指摘いただきました1月の特別委員会と2月先般の特別委員会、提出させていただいた資料の経費の内訳の部分が大きく数字が変わって動いているというところで、そのあたり等を費目の調整整理をさせていただいたという説明はさせていただいたところですが、どういう数字がどういうふうに変ってきたのかというところ、それと今回申しわけありませんが前回の2月21日に提出しました数字にも1点訂正の部分がございましたのでそちらについてもお詫びして訂正をさせていただきたいと思っております。表組みにつきましては前回経費の内訳、こちらの決算見込み分の数字でございます。表現がございませんけれども、決算見込み数値という事でご理解いただきたいと思いますけれども。各科目に対する当初計画、それとAと書いておりますのが1月20日に提出させていただいた数字でございます。そしてBが先般21日に提出させていただいた数字でございます。そしてCにつきまして、今回訂正も含めて再度あげさせていただく数字でございます。そしてDですけれども計画費となっておりますけれども、申しわけありません表現が間違っております。C-Aという

事で前回の資料との差という事でご理解いただきたいと思います。訂正をいたします。まず訂正の部分からでございますけれども、人件費につきまして前回大きく増えているということでご指摘をいただきました。この部分につきましては、説明の部分に書いてございますけれども、21日提出の数字につきましては、いわゆる本体の人件費に消費税をかけ合わせて載せてしまったという違いでございました。これにつきましては後で消費税絡みのお話の説明の中でもいたしますけれども、民間の会社 MA さんにつきましても、いわゆる消費税の課税事業主でいらっしゃる関係で、各月の決算を最終的に税抜きで処理をされます。その関係で決算数字が出た後町でこちらの資料作ります折に、特に経費につきましては税をまた上乘せをした数字で決算の数字を作っております。その辺の作り方の中での間違いがございました。お詫びして訂正をいたします。そしてその下以降の数字につきましては、前回と同じ数字でございますけれども、1月から費目の整理の関係で大きく動いている部分について、まずはこの右側の説明に沿って説明をさせていただきたいと思います。まず上から B でございますけれども、通信費につきましては前回提出分から20万程増えております。こちらにつきましては、従来その他等の経費として分類をしておったものでございますけれども、内容としていわゆるふるさと納税等の返礼品と言いますか、そういったものを送るための宅配費用につきましては中身を精査させていただいた上で通信費という扱いに整理をさせていただいた分の増でございます。それから D の消耗品でございます。こちらについては前回報告より150万、160万近い金額が減っておるところでございますけれども、ここの部分につきましては中身精査の中で、イベント経費にかかる消耗品というものを抽出させていただいてイベント経費の方に動かさせていただいたということで、目的がイベントにかかる消耗品であるというものが分かったものについてはイベントの方に企画費として移させていただいております。廃棄物処理費でございます。こちら15万程の減になっておりますけれども、こちらは科目整理というわけではございません。いわゆる決算見込みを立てる上でこれまでの月額が処理業者さんとの交渉によって安くなったということで、見込みが下がったという部分での減額の見込みを立てられたという内容でございます。そして G のその他でございます。87万程の減になっております。こちらについては1月20日の段階で計上をされておりました。いわゆるこれは経理ミスというべきでしょうか、本来仕入れ品として売上原価で処理をされるべき仕入れのものを経費として計上されておったものが相当数あったという事で、こ

こちらについては本来の売上原価の方に計上されて経費からは落としていただいております。というものがあったということでございます。それから広告費でございますけれども、210万程の減となっております。広告費につきましてもイベントにかかる広告につきましても、イベント企画費の方で整理すべきという判断でイベントの方に整理をさせていただいたものがこれだけございます。そしてリース代でございますけれども、95万程の増となっております。こちらの方は従来消耗品として計上されておったものが主でございますけれども、レジのシステムの初期費用であるとか中海テレビの費用、そういったものをリース代ではなくて消耗品というふうな支出をこれまでされておったということで修正をかけさせていただいております。そして最後にイベント企画費でございます。220万の増となっておりますけれども、こちらは先程も説明いたしました主には広告宣伝費、それと消耗品の部分からイベント企画費に移動させたということで、全体的に項目別にみますと大きな金額の差が出るわけでございますけれども、費目整理をさせていただく中でのまとまった作業をさせていただいたところで大きな金額の違いが出たということでご理解をいただきたいと思っております。引き続き、次のページの説明をさせていただきます。こちらは先般21日にも提出させていただいた経費の内訳の結果によります経営試算の部分でございます。これの本日は人件費の部分の消費税をかけたもので計上しておったものが変わって来ておりますので、経営試算の結果も変わって参ります。という事で、7ページの経営試算の表の運営経費が前回4,060万8,000円あげておりましたものが、3,898万、先程訂正をさせていただいた経費の合計見込み数字になりますけど、そちらに変更になります。そうした関係で計上利益の方がマイナスの515万ということで、前回出させていただいた700万近い数字から若干減るような数字になってございます。前回提出させていただいた資料につきましては、以上のような訂正なり修正がかかる部分でございます。そしてちょっと説明が長くなりますけれども、次のページ消費税の関係もこの際併せて説明をさせていただかないとなかなか数字の説明にならないと思ひまして、次の8ページの方に消費税関係の整理をさせていただいたものを付けさせていただいております。表につきましてはいわゆる収支の各費目を載せておりますが、左から平成28年度計画の税込み。これがいわゆるこれまで議会の皆様にもお示しをしておる計画の数字でございます。その右が税抜き処理をしたもの、その右が平成28年度実績見込みの税込みの数字、これが先程訂正も含めて説明をさせていただいた部分の内訳になります。そして一番

右が実績見込みの税抜き処理をしたものという表でございます。この中で税抜きの処理をしておるといふところの説明なんですけども、本来消費税は当然消費税及び地方消費税法によって本体の経営部分以外で消費税計算をして納付をすべきものだという事で、委託料の算出に当たってはいわゆる本体部分、税を除いた部分での経営試算に基づいて算出をすべきだろうということで、税抜き処理をしたもので基礎数字を作ることとしております。そういったことでMAさんの方からは、毎月こういう税抜きの数字が出て参ります。それが一番右の数字になります。先程ご説明をさせていただいたような形で、それぞれ人件費、経費というものを計上させていただいて、当然利益の方も税抜き処理をしましたもので差引をいたします。そうしたものが実績見込みで言いますと営業利益、下から4番目のところと言いますと営業利益、損益が三角の2,285万7,000円という数字が出てございます。これが正味のところでの損益になってくるわけなんですけども、それに町の委託料の部分を足し込みます。この町の委託料部分につきましては、その左の税込みの実績見込みの数字を見ていただきたいと思いますけれども、当初計画の1,690万6,000円に本年度交付金事業としまして、地方創生の交付金事業としまして道の駅の魅力アップという事で100万円のイベント経費の上積みをしております。それが100万円加えたものが1,790万6,000円となります。それを税抜き処理をしたものがその右の1,658万円という数字になります。それを差し引きますと620万程の経費収益の不足が出てくるというふうな勘定になります。それが先般21日にご説明しました追加必要額というふうな表現をしておりましたけれども、700万ばかりの数字になってくるわけです。その上でこの費目のこの表の中で黄色い額をしております項目につきましては、当初の委託料の算出の中でこういったものを基礎として委託料の算出をしたいというご説明をさせていただいております。人件費であるとか経費の中のイベント広告費等の費目になるわけなんですけども、対象のものを足しあげたものが表の下に黄色く囲んでおりますけども、2,057万4,000円いわゆるこれが町として委託料でみるべき費目の合計であると記載をしております。その部分で従来当初の委託料との相違がいくらなのかというところが、その下で399万4,000円ということになります。それで前回追加補正をお願いしたい額ということで、説明の中ではいわゆる不足額の半額、折半にさせていただきたいというご説明させていただいた数字がその下の338万9,000円という数字になります。折半という説明をいたしましたけども、いわゆる根拠はどうかというところの説明の資料として、いわ



ゆる経費が増えた390万の内輸の数字として、338万9,000円程度を委託料増額をお願い出来ればという気持ちで提案をさせていただいたものでございます。続いてですが、前回ご要望のありました経費の内訳につきましては、タブレットの9ページ以降各項目につきましての支払日ごとの1件ごとの一覧明細を付けさせていただいております。なおこの明細につきましては12月末現在でいただいたものでございまして、当然合計と突合するべき従来の説明資料はございません。従来、本日説明しました資料につきましてもこの実績から推定をした見込みの数字でございまして、中身についてご覧をいただいて疑義等ございましたらご意見をいただければと思いますけれども、今回ご要望に応じて提出をさせていただいたものになります。資料の説明を全てさせていただきたいと思っておりますけれども、この明細表の後になりますけれども、ページ送りまして18ページになります。道の駅関連歳入町収入部分の実績表という事で付けさせていただきました。こちらにつきましても先般の特別委員会の中で現在の実績の数字を要求いただきましたので、当初の予定の表に右側の方に1月末の収入実績について計上をさせていただいております。なお財産収入につきましてはテナント料になりますけれども、こちらについては今現在まだ入れていただいておりません。年額まとめて年度末にというお話をしておりますので、今現在では計上出来ておりません。そして、19ページ以降につきましてはこちらも前回ご要望のありました業務委託の契約書につきまして、仕様書も含めた資料を付けさせていただいておりますし、昨年4月1日の契約時から社長が交代をしておりますので、そちらの代表の変更の届け出の処理につきましても併せて検討させていただいたところでございます。前回の委員会を受けまして、本日訂正なり追加で提出させていただきました資料につきまして説明をさせていただきました。以上でございます。

○山本委員長　ありがとうございます。ただいま説明をしていただきました中で質問ご意見ございますでしょうか。大西委員。

○大西委員　前回からの資料を出していただいたんですが、本当は売上原価の中身を知りたいんですけれども。以前は経費の方だけでちょっと数字がおかしいということで止まってしまったので、経営試算の売上原価ちょっとまた後から質問しますので、提出されましたこの資料それから内訳これについて精査されて自信はございますでしょうか。まずそれを聞きます。

○山本委員長　木下課長。

- 木下企画課長　　チェックをさせていただいた数字だと考えております。
- 山本委員長　　大西委員。
- 大西委員　　私も9ページに渡って出ましたので、ちょっと精査してみました。私なりに。全ての項目をしようと思ったら大変時間かかるので、数点に渡りましてチェックをさせていただきました。まず電気代ですが、これは直売所のみで電気代ですか。
- 山本委員長　　浅田専門監。
- 浅田専門監　　この電気代につきましては、直売所それから共同加工施設それから多目的ホールの電気代でございます。
- 山本委員長　　大西委員。
- 大西委員　　という事はレストランとトマト加工所は入っていないですね。
- 山本委員長　　浅田専門監。
- 浅田専門監　　メーターを別にしております。
- 山本委員長　　大西委員。
- 大西委員　　EVIのところもメーター別ですか。車。
- 山本委員長　　浅田専門監。
- 浅田専門監　　説明が抜けておりましたけれども、EVIの方も直売所の方に含めております。失礼しました。充電器というところですね。EVの車両の充電施設ですね。
- 山本委員長　　大西委員。
- 大西委員　　なぜ質問したかと言いますと、CO2の計算を出す時に道の駅全体ですので、ただこれだけのkw数でCO2出したらおかしいのでそれであえて質問したわけです。量的に分りました。これについてはCO2と整合性とりますので。2点目、具体的な光熱費なんですけど、ガスが5月から7月までと7月の後半からどっと12月まで桁が変わってしまったんですよ。この内容は何でしょうか。
- 山本委員長　　木下課長。
- 木下企画課長　　直売所部分のガスの利用につきましては、ほとんどが加工実習室の使用になります。これは加工実習室の利用に比例連動したものだと考えております。
- 山本委員長　　大西委員。
- 大西委員　　実はですね、5月6月7月は3,000円か4,000円なんですね。ところが7月が急に3万7,000円、8月が2万7,000円、ちょっと桁が変わってしまったので何かなということをおっしゃったわけです。

○山本委員長 実績という事ですね。

○大西委員 そうしましたら廃棄物処理ですけれども、6月から12月が4万円ですが、先程交渉して2万1,000円になったということですから。この廃棄物の処理は直売所のみですか。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 ここで計上しているものは直売所だけの数字でございます。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 レストラン、トマト加工は入っていませんか。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 同じ業者に委託しておるとは思いますけれども、ここは別にしております。金額を、契約を別にして分けております。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 分かりました。その契約書ですが参考に出していただけないでしょうか。あとで結構です。今2ヶ所の契約書があるということでしたね、説明では。2ヶ所に捨てるところがあるということですので、その裏付けが欲しいので。直売所と別ですのでレストランは。

○山本委員長 レストランの契約書は必要ないですよ。

○大西委員 だから今言われた契約書が道の駅全体で2つの契約ですね。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 正確には3つですね。トマト加工さんと直売所とレストランとに別れております。ちょっと先程契約書と言いましたけれども、発注書なのかどういふ形なのか分かりませんが、それはまた確認して提出したいと思います。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 これは大事なところなので。要するに直売所だけの運営経費を見ておるわけですか。直売所の運営経費ですよこれは。あくまでこれは。ですから今言われたようにレストランとトマト加工は別ですよということですから。

○山本委員長 大西委員、レストランと加工所はそれぞれの事業所が契約をされておりますので、議会としてその資料をいただくというよりも直売所に絞れば良いという事ですよ。

○大西委員 直売所だけでいいですけども。捨てる所は1ヶ所しかない、現実には。

なのに今3ヶ所と言われたので、その裏付けが欲しかっただけの話で。要するに言えばこの4万円がレストランの廃棄物が入っておればおかしいですよということを言いたいわけです。

○山本委員長　それでは契約書をお願いいたします。中村副町長。

○中村副町長　詳しいところの確認は出来ておりませんが、基本的に産業廃棄物ですのでおっしゃられるように業者は1社しかないと思っておりますが、契約書なのか月単位での契約なのかちょっと分かりませんが、基本的にはレストランとかトマト加工については別物という契約の金額の支払い方法だと思っております。

○山本委員長　大西委員。

○大西委員　私あえて言うのは確認されましたでしょうか。そう思っているだけで確認されてますでしょうか。

○山本委員長　浅田専門監。

○浅田専門監　この表をいただくときに口頭ですけれども、確認させていただいております。

○山本委員長　大西委員。

○大西委員　じゃそうしましょう。次です。その他の中に植樹活動の費用ということで月々ずっとあがっています。4月から12月まで。これはまた EVI とは別ですか、1円とは。

○山本委員長　浅田専門監。

○浅田専門監　これは EVI の預かり費用ということであげております。

○山本委員長　大西委員。

○大西委員　預かり費用で私が今回調べた数字と最近いただいた数字と4万5,000円ぐらい違うんですが、これは合ってますでしょうか。確認されましたでしょうか。

○山本委員長　浅田専門監。

○浅田専門監　すみません、数字の確認まではしてございません。

○山本委員長　大西委員。

○大西委員　これはお客さんが植樹という事で1円をプラスしたお金ですね。これは経費の方に落ちておるんですけれども、それは処理の仕方が違うんですけれども、今まで出されている数字を私もちょうと調べてみました。そしたら4万5,000円の差が出る。月々で違います。他の加工所とかトマトとか全部色々EVI 入っているか合算し

たんですけども、どうしてもこの部分だけ合わないんです。だからそれは道の駅から出された数字がこの数字であって、町が把握している数字と違うので今質問しとるわけです。町の方も直売所のみ数字を出しました。町が出していただいた数字で今私確認しておるわけです。それで、15万3,000円と19万8,000円の差が出てます。ちょっと確認お願いします。

○山本委員長　　時間がかかると思いますので、後ほど精査をしていただいて資料として出していただければ良いと思います。大西委員。

○大西委員　　ちょっと細かいことばかり言って申しわけないんですけども、私もいろんなこの中で数字を見てきた経過があって、あれということがありまして、一つ教えてください。両替手数料は月々ずっと出ています。トータル2万3,500円近く出ています。月によっては9,000円の両替手数料が発生しております。これは1円のお釣りにするのかわからないですけど、要するにEVIのためにされているのか、これはちょっと足しても200円300円をずっと積算すると2万3,000円になっておりますが、これはどういうことでしょうか。

○山本委員長　　浅田専門監。

○浅田専門監　　言われる通りこれはお釣りを両替しに行った手数料ということ聞いております。

○山本委員長　　大西委員。

○大西委員　　これについてはどうかなと。商売的に僕は商売をやった事はないので、本当にお釣りにするために2万4,000円も両替手数料払うのかなと。疑問します。同じ月に6回ぐらい両替されておるんですよ200円400円600円というように。私も商売した事ないもんでわからないんですけど、それが通常であれば仕方ないですがそれがその他に入っておりました。次に水道なんですけど、これは直売所のみ水道であるならば本当に基本料金だけですね、これは。

○山本委員長　　浅田専門監。

○浅田専門監　　ここの直売所のメーターは実は外のプレイロットに付いている水道だけでございます。ほとんどの使用はここは一体的な建物でございましたので、レストランとここは一緒になってますが、そちらの方の費用負担はレストランの方にしていただいております。ですので、いわゆる直売所とレストランは一緒になっていましてけれども、そちらの水道代につきましてはほとんどの使用がレストランということで、

そちらについてはレストランの方でみていただいております。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 1,880円毎月落とされていますのでね。伝票があるということですから。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 これはプレイロットに水道施設を付けておりまして、その分の基本料金から消費税を抜いた額ということでご理解いただきたいと思います。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 消費税を抜くと1,768円と消費税5%、8%でみると1,768円。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 ちょっと詳細な金額については確認をさせてください。申しわけございません。

○山本委員長 水道料金は確認という事でございます。その他ございますか。大西委員。

○大西委員 水道料金のところちょっと。実はパソコンできれいに入力されとるんですけども、毎月々しとればいいんですけども、実は水道料金6月分が12月に処理されています。7月に処理されたやつが7月の処理月なのに8月分の伝票になってます。8月も8月の伝票があるんです。私これ見た時に水道料金のこの月々の伝票でパソコン入力ミスと言われるならそれでいいんですよ。ただ、処理月が7月でなぜ8月の伝票を処理されているのか。6月は何も書かず。それ確認されましたか。今言ってる送っていただいた9ページこれをこと細かく整理したら、私が見ただけでこういう状況でした。だから9ページ全部見てません。3ページぐらい見て3ページ見た中でこんだけの疑問が出たもので、ちょっと見てください、水道料金の処理月を。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 再確認しないと分かりませんが、基本的にはたぶん利用月と請求月というところが、ごちゃまぜに記載されているんじゃないのかなど。見てみないとはっきり分かりませんが、そんなイメージかなと思っております。いずれにしても確認はしたいと思います。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 ですから、最初に聞いたのがこれを見られたのか。ただ単にこちらに

送って来られただけで、私がちょっと疑問かなと思ったらこっぴどく出てきたわけですよ。まだまだあるんですけど、これ以上やるといけないので、次の議員さんに先にいっていただき、またちょっと質問します。

○山本委員長 古都委員。

○古都委員 今出た話ですけども、両替手数料特にこの施設は1円にこだわった施設なわけでありまして。1円の積み上げが重要だという発想の施設であるわけですが、例えば送っていただいた資料の12ページを見ていただきますと同日に両替が4回5回ですか。これは8月23日ですか。1,200円ぐらいですかね、両替手数料が出ております。普通店をやれば繁盛するときにはつり銭というのは準備するわけですね。5月の連休あたり8連休とかいったら100万円以上のつり銭を準備してその商売はするわけですけども、毎日端数が出るのであれば事務所にそれをいわゆるつり銭用として確保されれば、同日に5回もJA西部まで行って両替する必要はないと。それは経営努力の基本的な部分だと思っております。これはここに限らず全般的にその他の中に、資料いただきました中で非常に多い、先程大西委員が言われましたように手数料がすごい額になるということですので、当然そういうことは指導されるべきだろうと思っております。その点ともう一つは同じ12ページで見ますと、交際費の中にあがっておるのかなと思っただけですが、香典代7月25日ですか。5,000円の方と4,631円の方。これ全般的にこういう流れがあるんですよ。どういう基準で香典をしておられる。4,600いくらというのはまた他にもありました。十円玉まで入れた香典袋というのは僕はあんまり見たことないし、よく受け付けしますけれどもここらへんの考え方。出荷者のご本人なのか、家族なのか。家族まで1年まだ半年しか経たん會員のところなんです、本当にそういうものが必要なのかなと考えるわけです。香典もこれ全部足すとなんぼになるかわからないんですけども、例えば出荷者の家族であっても普通5,000円というような話にはならないと思えますし、永年10年も付き合いおったならありうることも分りません。まだ半年も経たん内にそういうものがバラバラ出ておると。当然丸めた額でまた不足額が出て町から補助するわけですけども。本当に常識的な交際なのか。それがあくまでも出荷者協議会なんですよね。出荷者協議会が自分らで何か積み立ておって会費でそこから出すという話ならまだ分りますけれども、赤字経営をしておるこういうところが付き合いとしてそんな高いものを出される。ですから100人居られたら家族が3人なら300人対応になるわけです。これを継続すればですね。まだまだ

どんどん会員が増えていくと思いますけれども、そういうことをやっておって本当にいいのかどうか。内容は分りませんが12ページの8月23日に例えば自治会寄付金というのがありまして、これになると相当高額な寄付がなされておりますけれども。付き合いは付き合いだと思いますが非常に端数の多い寄付。よく意味がわからない。1本とか5本とか色々単位はあると思いますけれども、そういった数字の振り方についてどのように考えておられるか2点お伺いいたします。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 経理の中で8%を除いたものや、非課税にしたものということで間違ったものがありましたので、その辺は指摘させていただきましたので3月の絞めるまでには直してくると思います。これはあくまで見込みの売上ですので申しわけありません。さっきの数字ですね。これは見込みではございません。12月末までの決算を締めたものでございますけれども、そういった不明朗な部分もありましたので、それは3月の締める段階までにはきちんと整理をしてくださいということで私共も指摘させていただいておりますので、交際接待費に本当に使うかどうかという議論もやはりこれはしていかなければいけないと思います。会社の経費としては確かに認められたものではあるんですけども、委員さんが言われるようにこれを委託料の中に含める経費として出すべきなのかどうかというところについてはやはりこちらの方もちょっと疑義がありますので、その辺は決算までにはきちんと結論を出していきたいと思っております。それから寄付金も実は消費税を抜いた額にしておりますので中途半端な額になっておりますので、基本的にはこの数字は寄付金を除いた額ということで、消費税を除いた額という事で整理をした数字でございます。確かに両替手数料につきましては、回数が多いと思います。この辺につきましては、委員さんが言われるように今後の経営改善すべき部分だと思いますので、その辺は申し入れをして改善に努めていただきたいと思いますと思っております。

○山本委員長 古都委員。

○古都委員 今税金の話で色々言われましたけど、香典なんかは結果だと思うんですよね。なんぼ実際持っていったか。それが税金にどうなのかという話もありますけれども、上段下段で並んでおっても額が違う。これを見て経理する人が気がつかないのかと思うわけです。もう一つはそこまでの必要性があるのかという。出荷者協議会とこの道の駅との関係で確かに出荷者協議会に沢山作って持って来てもらうことに利



益が出るというのは分りますけれども、普通は香典あたりも経費で落ちるものなのかどうか知りませんが付き合いでやることなんですよね。日頃の。果たして1回も見えない方の葬式に5,000円も持っていくか。それを個人対個人ならまだ分りますけれども、事業所が社員でもない取引相手の家族という。そこら辺の常識例えば役員を会長さんを何年もしておられた方とかいうならですけれども、おそらくこの時期に亡くなられた方というのは我々もだいぶ知っておりますけれども、なぜかなという気も持つわけですが、そこら辺の考え方、すみませんがもう一度お願いいたします。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 基本的にどういう考え方かという話を聞いたことはないんですが、当然道の駅でありますしそれから町内の皆さんとの出荷者協も含めてですが、やっぱりどう言いますかスタート年度でもありますので繋がりというのを強く感じた捉え方だと認識しております。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 個別な疑問点いっぱいあるんですけども、基本的に MA サービスという会社はこの道の駅の経営に対してどういう経理をされておるのでしょうか。現金主義なのか発生主義なのか。複式でやっておられるのか、単式でやっておられるのか。まずその確認をしたいと思います。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 基本的にこの会社につきましては複式で会社全体での経理をしているということを聞いておりますので、ですので他の事業も含めた連結したものの経理をしているということを伺っております。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 会社自体は他の事業展開もされておりますので、最終的には連結だろうと思っておりますが、当然事業所別にわかる形にはされていると思っておりますし、そうしないといけないと法的にも思っております。簿記につきましては当然会社経営ですので、複式簿記を適用されておられると認識しております。基本的には発生主義だろうと思っておりますが、当然現金は毎日きちんとしながらという事だろうと思っておりますので基本的には発生主義、簿記自体が発生主義じゃないかなと認識しております。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 発生主義だとすれば、先程もありましたように1日に5回両替に実際行かれたのか本当に疑問に思いますよね。それはそれとして予算審査の時に毎月決算を試してみますよと。点検をし、改善をしていくという説明もあったんですけども、毎月の経営者会議で実際そこまでされていないという前回聞いたんですけども、本当は毎月きちんとされておればこういう結果にはならなかったと思うんですよね。それともう一つ関連しますけれども、運営委員会はどの程度開催されましたか。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 当初1回運営委員会は開いておりますが、それ以後についてはまだ開いておりません。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 そうしますと出荷者協議会とMA本体とは協議もされたんでしょうけれども、例えば農協とか森林組合、商工会、MAサービス、トマト加工、農協そういったところも入って運営委員会をすることになっておるんですよね。定時開催が定めてないのかもしれませんが、やっぱりそういうところも必要だったのかなと思います。最終的にいくら町が委託料を支払うかというところなんですけれども、この業務委託契約書に基づいて議論をすると委託料の追加払いというか補正というのはどういうところに立脚しての議論になるんですか。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 当然、変更委託契約というものが必要になってくると思います。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 その変更委託契約はどの時点でされるんですか。例えば委託料の支払いは4月以降ですよね。3月31日で委託業務が完了すると、それで締めて町に請求があるということになると来年度というか、4月以降に契約をされるということなんですか。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 事務的なことを申しますと、やはり3月31日で契約という事になって、支払いは5月末までのその間で支払うという形にさせていただきたいと思ってます。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 町の側の予算段階での話になるんですけれども、需用費として開店準

備のための需用費があって委託料があるんですよね。今回いただいた資料は開店後の経費なんですけれども、それ以前に支出をされた開店準備の需用費というのは当然町が支出をされておられると思うんですけれども、それが混同されていませんか。こちらの開店後の経費に。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 それについてはございません。町の方で契約と言いますか発注して支払いをしておりますので。こちらにつきましては MA サービスさんが発注して購入した分でございますので、混同したものについてはありません。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 金銭上経営上混同したものはないかもしれませんが、本当は準備開店前に準備しておかなければならなかったものがされていなかったために委託料に振り返ったということはないんですか。例えばレジ袋とか桃太郎旗とか。そういうものは当然開店前に相当数準備というのもあったと思うんですよね。今回委託料として積算されたそのいわゆる黄色でマーカーされております、水道光熱費、広告宣伝費、イベント企画費、リース代、これらあたりの中にそういうものも含まれておるわけですよね。その辺のところはずっと言っておりました準備が出来てないじゃないかということがまずあると思うんですけれども。委託費と需要費で3月補正でも需用費を300百万減らして、委託料300万増やすという予算を提出されておりますけれども、その辺との関連についてはいかがですか。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 確かにオープンまでに準備しておく必要があるという需用費ということで企画課の方でも予算化させていただいておりましたけれども、それについてはなかなかこちらでも直ぐ欲しいもの、それから委託事業者の方が意に沿ったものを必要とするものを購入したいというところもありまして、こちらで準備すべきものも含めて MA サービスさんの方で準備していただいたと。例えばレジ袋にしてもそうですけれども。そういったものもやはり含んでいたということは間違いありませんけれども、基本的には MA サービスさんの方で準備をいただいたのでそちらの方が費用が膨らんだというのが事実でございます。

○山本委員長 近藤委員。

○近藤委員 こうやって色々話を聞いておまして、基本的に経理の方の処理が一

番問題になっておりますけれども、この MA サービス道の駅の直売所の方の関係する経理を担当されている方が、どういう形で何人居られてそれが絶えず経理担当部門として居られるのか。それとも、他の部署と兼任をされて担当されているのか。要するに先程副町長の方から説明がありましたけど、まとまった作業をしたために違いが発生したという弁明の言葉がありましたけど、これはやはりまとまった作業をしないというのが本来会社としての基本でありますので、その経理という体制についてちょっと伺います。

○山本委員長 木下課長。

○木下企画課長 前段で先程の近藤委員さん言われたまとまった作業と言います私が説明した言葉の意味はですね、前回1月の特別委員会に提出した資料と2月に提出した資料の大きな相違があるのは、そういった仕分け作業をまとめてしたということで、日々の経理のことではございませんのでそこは誤解がないようお願いしたいと思います。MA サービスさんの方の体制ですけれども、専任の経理の職員さんでやっ  
ていらっしゃるということを伺っております。お1人だったと思います。

○山本委員長 近藤委員。

○近藤委員 要するに一日一日の会社としてのタイムスケジュールというか、売上が済んで店を閉めてその際経理の方が次の日でもいいわけですけれども、それがどういう形で回っているのかというのが、定期的に何時からこの集計をしてそれが駅長の方に上がってきて、それが企画課の方に正式な数字で上がってくるかという事。それからもう一つその勘定科目がその他というので全部くくってあるというので、把握出来かねるんじゃないかと思うんですけれどもね。その点はどうでしょう。

○山本委員長 木下課長。

○木下企画課長 今回資料に出しております勘定科目は、町の委託料算出のために大まかにというか大きくくりで作っておりますもので、実際には MA さんの経理の中ではその他の中は細分化されております。そういった部分をご理解いただきたいと思  
いますし、今回経理上の問題でありますとかそれと町のチェック体制問題色々ご指摘いただきました。これを十分お話を伺っておりますので、特に次年度に向かってさらに経理体制であるとか、チェック体制につきましては制度を高めていく、力を入れていくように考えておりますのでご理解をよろしくお願いいたします。

○山本委員長 近藤委員。

○近藤委員　それと金額もですけど、今日この度いただいたのにはイベント委託で前回は祭事業務委託という項目で科目が変わっておるわけですが、これは何か意とする狙いがあるって変えたわけですか。

○山本委員長　浅田専門監。

○浅田専門監　委託契約上では祭事業務委託ということでやっておりまして、イベント委託というのは通称と言いますか分かりやすくということで。失礼しました。祭事業務委託というのは、イベント委託の中のひとつの業務と言いますか、意としたものはございません。祭事業務委託というのは、町とMAが契約する時に契約書で交わした名前ということで、それだけなものでございます。

○山本委員長　近藤委員。

○近藤委員　この金額もさることながら、科目というのもやはりその都度都度説明ごとに違うというのは何か信用出来ない疑わしいところがどうしても出るもので、その辺も十分気を付けて欲しいと思いますし、それともう一つですけど委託料の試算というので見込みが出ておりますけど、この売上利益率というのが上がっておるわけですよ。売上利益率。この上がったということに対して、町の方では日野川の郷の道の駅の性質上、何を意味すると捉えておられるのかお伺いしたいと思います。

○山本委員長　木下課長。

○木下企画課長　1点目にはオープン当初1年目という事で、4月から5月にかけて大変なお客さんがいらっしゃって大きな売り上げがあったということをご存知の通りだと思いますけれども、やはり一つは仕入れ品、いわゆる土産物等を初年度で初めていらっしゃった方が沢山買っていただいた部分での利益率の高い仕入れ品の部分が今年度については出ているということだと思います。生鮮が出ていないという意味ではないですけども、比率としてはやはり初年度の傾向だったのかなという部分があります。それとやはり日南町の道の駅、他の道の駅と違う特色ある部分として、木工品であるとか加工品がやはり沢山品揃えがございます。こちらの利益料率が20%ということになっておりますので、それも利益率を持ち上げている一つの要因ではないかなと分析をしております。

○山本委員長　近藤委員。

○近藤委員　要するにこの21.58%という利益率の見込みというのは、これは町としては良しと考えておられるのか。これをもっと下げて要するに地元の生産者の方の

商品が沢山売れたら、要するにこの利益率が下がっていくわけですよ。この21.58%というのが日南町として良しとしておられるのか。それとももう少し改善する必要があるのではないかと考えておられるのかその辺伺います。

○山本委員長 木下課長。

○木下企画課長 利益率がどうこうということは思っておりません。これはやはり売上をいかに伸ばすかということがまず第一でありまして、その売上に対応した利益がしっかり出て委託料の範囲内で賄える経営になっていただくのが一番でございますので、仕入れ品が多くていけないということは言えないと思いますけれども、やはりこれから先伸びていく部分としては地元の生鮮でありますとか、もちろん20%になります地元の加工品、そういったところをやっぱり増やしていくというところがこれからの取り組みになると思っております。

○山本委員長 近藤委員。

○近藤委員 要するに売上を最初に言いましたけど、日野川の郷の性質上というか、日南町がこれに関わって道の駅を運営していくという上において、売上を沢山上げるためには町外からの仕入れもどんどん増やして売上重視でいくのか、それとも平行でもいいわけですがけれどもその考え方として、もっともっと地元産品のものをアピールもしながら売っていく姿勢が大事ではないかというように考えておりますけどどうでしょうその辺。

○山本委員長 木下課長。

○木下企画課長 当然道の駅をつくりました初期の目的と言いますのは、町内経済の循環でございますので、町内で生産したものが町内消費ももちろんですけども、外に出ていく、中でお金が落ちるといふ循環の仕組みを町内で作っていくというのが主な目的でございます。そういった意味ではやはり町内で生産したものを売上を伸ばしていくというのが本来の目的だと思います。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 今、近藤委員言われた事同感なんですけど、経費ばかり言っていましたけれどもやはり売上原価のところですね。当初計画では原価84.5が今回は78.4。要するに利益率21.6になっておるんですよ。当初計画でいくと6%以上利益率はいいんですけども、販売手数料というのは20%の上限だったと思うんですけども、米は7%とかいう形だったんですけど、どうしても21%になるということは20%以上の手

数料をとっておるということになるんです。言いたいのは100%あった中でその7%の米の販売はこれぐらいで利益なんぼ。他の木工品であるとか生鮮食料品これの分析をきっちりしておかないと、次年度のときにどんぶり勘定で結果21%利益率だったと。粗利としてはカットが増えたというよりも、農家の方にいかにこれぐらいだったら手数料下げてあげた方がいいなとかですね、そういう経営努力が必要だと思うんです。その辺の分析をされましたでしょうか。7%米はどれぐらい売れたのかというのはどうでしょうか。

○山本委員長 品目ごとの利益率という事でございますがいかがでしょうか。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 基本的にはPOSレジを採用しておりますので、それごとの売り上げの区分というのは分かるようになっておりますので、その中で当然当初から率をしておりますので分析が出来ると思っておりますし、当然のことながらこれからの展開においてもその辺を重視しながらPRの展開なりはしていきたいと思っております。いずれにしても次年度に向けて、ただ今回経営的な数字には厳しいものがありますので、その辺をやっぱり打破すると共に町内の皆さんへの還元というものを含めて、同時展開の意識の中で進めていきたいと思っております。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 よくそこで分析していただきたい。初年度ですので、だから分析をきちっとしたら次の時にわりといきやすいので。ただ経費の事ばかり言うてはいけないんですけど、本当に必要な経費は次年度でも必要だし、初年度に必要な経費はプラスアルファでいるかもしれない。だから今度の委託料の試算については絶対いるものは当然いるものでいいんですけども、2点程追加で質問します。人件費の中にバイト料がその他という区分に入っておるんです。これはどうなんですか。正しいんでしょうか。その他の区分にバイト料が約10万ぐらい入っておるんです。どうなんですか。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 おっしゃった通り、それは人件費に入れるべきだという事で指摘しておりますので、人件費の方でそこは今後計上したもので3月末の決算の方をきちんと確認していきたいと思っております。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員　　というように一番最初に質問したのは11月2月で今回で3回目なので、ちゃんと精査されましたかというのが今の答弁でございました。もう1点、精米手数料というのがあります。本当はこれ売上原価の中に入るべきじゃないかなと思うわけです。精米手数料もその他の区分になっているということですね。それと一つその他の区分で本来仕入れ売上原価に入れなければならなかったものがあったということですが、これが売上原価の方にプラスされましたでしょうか。その部分だけ。後でこちらの表では混同されましたが、ここの経営試算の方には売上原価の方にプラスされましたでしょうか。もう入っておるのでしょうか。

○山本委員長　　木下課長。

○木下企画課長　　精米料につきましてですけれども、その他の欄で5月31日に1ヶ所だけ出て参っております。これ確認しましたが、これ以降の精米料を全て売上原価の方で生産をされておるようですけれども、この部分だけが今残っておる状態です。10万円という大きな金額が上がっておりますけれども、他の経費が含まれておりまして、内訳で言いますと2万円ほどが精米料であると確認はしております。この部分が違いのまま残っておるのが現状だということでございます。

○大西委員　　それでは売上原価に入れたらどうか。

○山本委員長　　木下課長。

○木下企画課長　　構成について協議したいと思います。

○山本委員長　　後ほど答えていただくということです。大西委員。

○大西委員　　分りました。精米手数料5月に10万5,000幾らかです。そのあと6月から12月まで精米手数料ずっと入っています。トータル11万2,700円入っていますので、要するにこれ本当言えば売上原価の方に入れるべきだと私思うだけです。先程の仕入れ原価にあったことについても、ちょっと本当に申しわけないです。本当は委託料ですね、必要なものをきちっとして、ケチるんじゃないです。いるものはいるプラスアルファでいるものはいるんですけれども、その辺が土台のところぐらぐらしておればちょっとこの辺が納得出来ないのでもよろしく願いいたします。

○山本委員長　　木下課長。

○木下企画課長　　ただいまご指摘いただいた精米料につきましては確認をいたしましたけれども、5月のみでその他のところで米の手数料としてあがっておりますのは、これは振り込み手数料であったようですので、振り込み手数料という事でご理解いただ



きたいと思います。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 ということは、7月に1,500円、11月1,200円、12月2,400円、これ全部振り込み手数料ですか。

○山本委員長 木下課長。

○木下企画課長 今ご指摘のありました7月31日に販売時の手数料ということで、2,500円残っております。ちょっと表現が分りにくいかもしれませんが、これは仕入れにかかる支払いをするための手数料ということです。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 元に戻るようではすけれども、水道光熱費のところちょっと出させていただいて、専門ではないですけれども。水道料金が1,880円ということになっています。例えば税抜きであれば、要するにもらいすぎということになります。税込みであれば足りないということになります。全然でたらめな数字になっているということになりますね。1,910円ですから。それからもう一つ中国電力ですけど、要するに高圧充電しているわけですから単価当然安いわけですけど、これ割ってみると1kwの単価が違うんですよ。毎月。その辺についてちょっと伺いたいと思います。後ほどでもいいですけど。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 先程の水道料それから電気代につきましては、確認してみないと分かりませんので、そこは確認させてもらってまたご報告させていただきたいと思います。

○山本委員長 久代委員。

○久代副委員長 色々皆さんから意見も出ていますし質疑もあったわけけども、いずれにしても3月2日からの定例会でこの補正予算を当初の消耗品費の減で300万、委託料を今回300万そっくりそのまま振り替えると。差し引きゼロだと道の駅の中心地域整備事業の中でね。そういう補正予算が案として出ています。今回色々あった中で一番大きい人件費の増額、それと消耗品費の増、イベント企画費の増、これが一番大きな特徴だったと思うんですよ。本当に3月末の締め切りでMAサービスが経営的にも大変だと、ついてはお願いしたいという話しはいつからあったのかとか、本当にMAサービスの企業の委託契約を当初4月1日に昨年されたわけだから、やっぱりそれをとことんやっていくということの限界があって、そういう町に対しての要望があっ

たかとか、補正予算はこの時期でいいのかとか、そういうことも含めて本会議でやっぱりきっちり答弁が出来るように、色々他にも同僚議員から私も小さいことは言いませんけれどもその質疑に耐えられるような詳しい資料を。私一番気になるのはやっぱり町内の生産者の経済的な活性化がどれだけ出来たのかとか、雇用はどれだけ増えたのかとかいうあたりを。だから町があえて細目費目を振り替えてでも MA サービスの委託料を増やしたいんだというところを納得のいくような説明をしてもらわないと、色々意見が出てくると思いますのでよろしくお願いします。あとは補正予算の本会議で質問したいと思いますので、以上です。

○山本委員長 時間的なこともありますので1点だけお願いします。坪倉委員。

○坪倉委員 本体の委託料1,690万とイベント委託料は100万、これは経理は分けてありますか。一緒なんですか。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 経理は分けておりません。

○山本委員長 まだまだ聞きたいことはあるかと思いますが、これ以降は補正予算の時にでもまた聞いていただければと思います。最初にお伺いしました出荷者協議会の報告という事もあるようでございますので、このことについて説明報告をお願いいたします。青葉課長。

○青葉農林課長 それでは農林課の方から出荷者協議会の活動状況と言いますか、1年を若干振り返りましてお話をさせていただければと思っております。4月22日にオープンをいたしまして、出荷者の皆様方にもしっかりとしたものを出していただきたいというようなお願いをしながら今に至っておりますけれども。会員数といたしましては現在155名まで増えています。やはり皆さん方も誘い合わせてということもあろうかと思えますし、私も出してみようというやる気になっていただいた方達というので現在増えております。今後も増えていくことを希望しておるところでございますけれども、大体にちょっと振り返ってみますと皆様方いろんな先々から生鮮品が少なかったということを多方面から聞いております。現実的にもやはり野菜が販売額に占めるウェイトが、生鮮が10%ぐらいの割合に今なっております。ただし、それよりも生鮮をメインにと思っておったわけですが、やはり手工芸品それから町内にあります加工品、それから新たに開発された加工品、このあたりも結構品数も出て参りまして次年度に向けてちょっと明るいものがあると思っております。ただし、冬場という

ことで1月2月を見ますとやはり全体的な販売額が減少いたしております。いかんせん今年の1月は大雪が2回降りましたし2月にも1回、なかなか町内の皆様方も出入りが大変だというような時期もございました。それからみますとやむを得ない道の駅として非常に通行のお客様方を迎えるにはちょっと気象的に厳しかったということは感じております。ただし、そういう時でも何かやらなくちゃいけないということは出荷者の皆様も大変ご理解をいただきまして、1月に各地区を回って出荷者の皆さんとの話し合いをさせていただきました。7地区1月の大雪の時、大変足元の悪い中ではありましたがけれども、最終的には75名の皆様に各会場に出かけていただいてご意見を承っております。その総数といたしましては、ダブっておる意見も多々ありますけれども224件の意見を集約させていただきました。これを次年度に向けて活かしていく取り組みが必要だということで、MA サービスとも協議をしながら出荷者の皆様方とも出来ることからやろうということで積極的な声も伺っております。それから新しい開発を目指そう商品開発をしようということで、レトルトの講習会にも積極的に参加をしていただいておりますし、それから雪が沢山降りましたけれどもあったか鍋を開発しようとか、新たな視点で皆様方が大変ご努力をいただいております。それと組織的にも今の役員体制を補充いたしまして、各地区から地域リーダーという役割を一つ皆様方の発想で作っていただきました。来年からはこの地域リーダーという方を中心にしながら、地域の声をまとめてやって行こうと思っております。それから道の駅の一周年というのが必ずやって参ります。4月22日から23日まで今ここでイベントを打とうということをお計画しておりますけれども、合わせて出荷者の皆様方もここに併せて山菜であれ野菜であれ新しい新商品という形で取り組みをしていただこうと思っております。それと野菜の品目を増やす出荷量を増やすという取り組みをしようということで現在野菜苗の注文を取っておりますし、それから道の駅独特の野菜というものも必要だということでゴールドシリーズというものをもう1回やろうと思っております。道の駅が始まって皆様方本当に良かったという声も沢山聞いております。当然そこで販売をして結果的には農家の皆様方に所得が落ちる仕組みの新しい販路を一つ作ったという具合に考えております。ここを皆様方に是非使っていただいて、農業振興それから林業それから手工芸、自分の趣味趣向がお金に変わると商品化出来るということを積極的にお願いして行こうと思っております。4月になりますと出荷者協議会の総会も予定をしております、販売状況等皆様方にご説明申し上げ、2年目を

一生懸命やりましょうという話をさせていただこうと思っております。

○山本委員長　ただいま報告をいただきました。これにつきまして質問ご意見ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本委員長　それではその他としておりますが、何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本委員長　ないようでしたら以上をもちまして会議を閉じます。お疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成　　年　　月　　日

委員長

副委員長